

平成18年8月28日  
経済産業省

## 製品安全対策に係る総点検結果のとりまとめについて

経済産業省は、7月14日、パロマ工業(株)製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故について公表しました。その後、二階経済産業大臣の指示を受け、①消費者の安全確保を最優先とした点検・改修の早急な実施、②徹底的な原因の究明と再発防止策の構築及び③経済産業省のガス関係の事故への対応の改善、並びに④製品安全全般に係る総点検の実施に取り組んでまいりました。

本日、第3回製品安全総点検委員会を開催し、経済産業省のこれまでの取組み及び今後の対策に関するとりまとめを行いましたのでお知らせします。経済産業省としては、これら総合的な製品安全対策に全力で取り組むこととしています。

「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ ～パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故を踏まえて～」の概要は次のとおりです。

1. パロマ工業(株)製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応(1) 経済産業省による点検指示

- ・ 経済産業省は、7月14日、パロマ工業(株)に対して、半密閉式ガス瞬間湯沸器7機種（以下「7機種」という。）の点検と必要な改修を行うことを指示。
- ・ 二階経済産業大臣から、7月15日に以下の指示がなされた。
  - ① 消費者の安全確保を最優先として、点検等が早急に進められるようにすること
  - ② 今回の事故の徹底的な原因究明を進め、再発防止策を講じ、消費者の安全に万全を期すこと
  - ③ ガス関係の事故に対する情報の収集・分析及び再発防止の対応が迅速かつ的確にできるように改善を図ること
  - ④ 経済産業省全体の取組みとして製品安全全般に係る総点検を実施すること

(2) 点検・回収等の状況

- ・ 7機種については、設置状況の確認作業がほぼ一巡。これまで、7機種について18,211件の点検が実施され、うち1%以上にあたる231件について不正改造が確認（8月23日現在）されたことは極めて重大。
- ・ 他メーカーの製造した相当機種について調査を実施した結果、基本的に類似事象の可能性はないと判断。

(3) 原因究明

- ・ パロマ工業(株)からの報告、経済産業省による立入検査、現地調査等を踏まえた結果、本件事故の主な原因は、はんだ割れによって安全装置が故障した際に、その後も使用できるようにするため不正改造によって安全装置を機能させないようにしたこと、にあると判断。

#### (4) パロマ工業(株)に対する処分等

- ・ 7機種には、製品の欠陥があると認められることから、消費生活用製品安全法に基づく緊急命令を発し、パロマ工業(株)による点検及び回収を可能な限り早急に、かつ、より確実なものとする。
- ・ パロマ工業(株)に対し、二度とこのような事故を起こさないよう嚴重に注意するとともに、実効的な事故処理対策を本年末までに報告することを求める。

#### (5) 今回の事故対応を踏まえた課題

- ・ 今回の事故対応からみて、①ガス消費機器に係る事故情報の収集体制、②事故原因の徹底的な究明を行う体制、③事故事例に係る情報公開、④安全装置の不正改造等による事故防止の制度的対応、について課題がある。

### 2. 今後のガス消費機器及び製品全般の安全対策の在り方

今後のガス消費機器及び製品全般の安全対策として以下の3項目に取り組む(別添)。

- ① 製品に係る事故リスク情報の適切な処理として、事故リスク情報の公表基準を明確にし、消費者に対して、企業名や機種名等を含め、収集・分析された事故リスク情報を可及的速やかに公開することなど、16項目の対応策。
- ② 製品事故の未然防止策として、半密閉式ガス瞬間湯沸器について、不完全燃焼防止装置を設けることを製造時の技術基準として要求することなど、12項目の対応策。
- ③ 製品安全全般の安全確保対策として、産業構造審議会等において、製品安全政策全般に関する課題について検討することなど、3項目の対応策。

### 3. これまでの事故情報及びその対応についての総点検の結果

- ① ガスこんろ等の6品目については、安全対策をとる必要があることと確認し、直ちに対応。
- ② 電気床暖房システム等の6品目については、既に安全対策がとられて効果が上がりがつつあり、引き続き状況を注視。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省大臣官房総務課

担当者：新川 電話：03-3501-1609(直通)

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

担当者：上戸、谷澤 電話：03-3501-4032(直通)

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

担当者：田中、矢口 電話：03-3501-4707(直通)

# 今後のガス消費機器及び製品安全対策の在り方 (合計31項目)

## 1. 事故リスク情報の適切な処理

### (1) 製品に係る事故リスク情報への対応及び的確な分析体制の確立等 (5項目)

- (1) 「製品安全連絡網」の構築による初動体制の整備。
- (2) 企業名や機種名等も含め、収集・分析された事故リスク情報を可及的速やかに公表。
- (3) (独)製品評価技術基盤機構に「事故リスク情報分析室(仮称)」を設置し、過去の事故事例との関連性の分析を指示。
- (4) ガス消費機器の事故原因分析については、都市ガス、LPガスの区別によらず、高圧ガス保安協会において分析。
- (5) 省内に「事故リスク情報統合データベース」を構築し、情報共有を徹底。

### (2) 省内の検討・フォローアップ体制の整備 (4項目)

- (6) 原子力安全・保安院長を長とする「保安・安全連絡会議」を設置し、事故対応を加速化。
- (7) 外部有識者により、事故対応を定期的にフォローアップ。
- (8) ガス消費機器の安全確保のための制度面での検討を総合資源エネルギー調査会及び消費経済審議会の合同で実施。
- (9) 安全対策の検討及び実施のため、ガス関係の団体との定期的な連絡会議を設置。

### (3) 警察、消防等との連携体制の確立 (3項目)

- (10) 警察及び消防に対し、調査への協力と専門の情報交換窓口の設置を要請。
- (11) 警察及び消防との連絡会合を開催し、情報収集・分析に係る連携・連絡体制を強化。
- (12) 情報収集における(独)国民生活センター等との連携の強化を検討。

### (4) 事故リスク情報の国民への提供 (3項目)

- (13) ガス関係の事故について速報段階での情報をホームページ上で公表。
- (14) リコールハンドブックを改訂し、回収社告の標準化など、リコール手続きの周知を徹底。
- (15) 事故リスク情報等を効果的に国民に周知するため、「製品安全総点検週間」を実施。

## **(5) 組織体制の強化（1項目）**

- (16) 経済産業省における事故原因分析及び対応に係る組織体制を強化。

## **2. 製品事故の未然防止策**

### **(1) ガス消費機器の安全確保のための制度改正（12項目）**

- (17) ガス事業者・LP ガス事業者に対し、消費者に対するガス消費機器の安全な使用のための周知を行う際、事故の原因を踏まえた周知内容となるように徹底。
- (18) 不完全燃焼防止装置のない半密閉式ガス瞬間湯沸器を使用する消費者に対し、安全な使用のための周知を毎年実施。
- (19) ガス消費機器に係る事故報告について、新たに、製造メーカーに対して報告義務を導入。
- (20) 安全装置が容易に不正改造されない構造であることを技術基準において義務づけ。
- (21) 不完全燃焼防止装置の設置を技術基準において義務づけ。
- (22) 安全装置について、フェイル・セーフの設計を義務づけ。
- (23) 検査基準を強化し、排気あふれ防止装置等の作動からガス供給遮断までの時間を短縮。
- (24) ガス事業者・LP ガス事業者によるガス消費機器の点検項目に排気扇の作動確認を追加。
- (25) 一酸化炭素ガス探知装置の設置等に係る技術基準の見直し。
- (26) ガス消費機器に係る帳簿の保存期間の延長。
- (27) 緊急時におけるガス事業者・LP ガス事業者によるガス消費機器に係る調査を義務づけ。
- (28) 不正な安全装置の改造を防止するため、工事業者に対する監督を強化。

### **(2) 製品安全全般の安全確保対策（3項目）**

- (29) 消費生活用製品の使用実態の変化を踏まえた技術基準の適時適切な見直し。
- (30) メーカーからの事故報告を義務化することに関する検討を早急に行うほか、上記の諸対策の実効的な実施の確保を含め、消費者の安全が確保されるような製品安全体系を構築すべく、産業構造審議会等において、製品安全政策全般に関する課題について検討。
- (31) 電子タグによる製品安全確保のための実証実験の実施。